

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第20回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和2年1月30日(木) 午前9時30分～午前10時49分

場 所 議会全員協議会室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	重吉 伸哉	6	森 千秋
2	中間 信二	7	村山 繁稔
3	大迫 和昭	8	永吉 浩幸
4	下瀬 秀	9	小畑 良之
5	瀬角 初美	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 楠 木 雅 己

農地係長 美 坂 康 人

主任主事 下 茂 尚 太

主 事 浦 元 駿

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議 事

議 長	あいさつ
係 長	諸般報告
議 長	<p>ただいまから、第 20 回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 10 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、5 番瀬角委員、6 番森委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 2 ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図 1 ページからページを御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は 1 件でございます。</p> <p>1 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんであっせん成立による経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>4 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>5 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大のための所有権移転となります。</p> <p>6 番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親子間の受贈による所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	以上で説明を終わります。
議 長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8 番委員	1 番の譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大ということで問題ありません。 2 番の譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんですが、この案件は先月のあっせんで成立したもので問題ありません。 3 番の譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営拡大ということで問題ありません。
10 番委員	4 番は、長く〇〇〇〇さんが借りており、今回〇〇〇〇さんからの強い要望により成立したものであり、何ら問題ありません。
6 番委員	5 番の〇〇〇〇さんの土地を譲受人〇〇〇〇さんが長年耕作しており、何ら問題ありません。 6 番の譲渡人は〇〇〇〇さんが元気なうちに後継者の〇〇〇〇さんに譲り渡しておきたいということで何ら問題ありません。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。
議 場	なし。
議 長	質問がございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第 2 号農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。5 ページをお開きください。 今月は、すべて新規で 43 筆の利用権設定があり、田が 21,731 m ² 、畑は 24,436 m ² 、合計 46,167 m ² になります。 それでは 1 番からご説明いたします。 1 番と 2 番は新規、〇〇〇〇さんで 5 年間の賃貸借です。 3 番は新規、〇〇〇〇さんで 3 年間の賃貸借です。

	<p>4番から最後43番までは新規、農地中間管理機構を通した貸借ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年11月1日から施行されたことから、今まで所有者と公社の貸借のみを総会に諮っていましたが、公社と耕作者の貸借も総会に諮らなければならなくなりました。</p> <p>つきましては、4番から43番までの間に、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で2回でてくることとなります。</p> <p>それでは、4番から43番までをご説明します。</p> <p>4番から10番は新規、〇〇〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>11番から24番と、35番から40番は新規、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人で10年間の賃貸借です。</p> <p>25番から34番は新規、〇〇〇〇で10年間の賃貸借です。</p> <p>41番から43番は新規、〇〇〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。以上です。</p>
議長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8番委員	1番と2番は貸人が〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇さんで経営規模拡大のためであり問題ありません。
9番委員	3番の〇〇〇〇さんは〇〇市に住んでおり、今まで長年〇〇〇〇さんが作っており、期間も3年間ということで何ら問題ありません。
2番委員	4番から10番の7筆につきましては、農地中間管理機構を通した貸借でありまして公社から〇〇〇〇への10年間の賃貸借で問題ありません。
6番委員	11番の〇〇〇〇さんですが以前耕作していた人が作らなくなったので中間管理機構を通して貸すということで問題ありません。 12番から18番も地域振興公社へ貸すということで問題ありません。
8番委員	19番20番〇〇〇〇さん、21番から23番の〇〇〇〇さん、24番の〇〇〇〇さん3名は地域振興公社へ貸すということで問題ありません。 25番から34番は貸人が地域振興公社で借人が〇〇〇〇で10年間の賃貸借ということで問題ありません。
9番委員	35番の〇〇〇〇さん、36番から38番の〇〇〇〇さん、39番の〇〇〇〇さん、40番の〇〇〇〇さんは地域振興公社に10年間の賃

	<p>貸借ということで問題ありません。</p> <p>41 番から 43 番は地域振興公社から〇〇〇〇さんが 10 年間借りるということで問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、担当委員ならびに事務局より説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>質問がございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	はい。
議 長	<p>議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 3 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案第 3 号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。</p> <p>昨年 10 月に他市町村の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は法令順守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。</p> <p>つきましては、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより網紀の保持に一層努めるために、申し合わせ決議の実施をお願いいたします。</p> <p>それでは読み上げさせていただきます。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条</p>

	<p>の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和 2 年 1 月 30 日垂水市農業委員会。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問はありませんか。</p>
議 場	なし。
議 長	<p>異議がございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、第 20 回総会を終了します。</p> <p>垂水市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 葛 迫 巧</p> <p style="text-align: center;">署名委員 瀬 角 初 美</p> <p style="text-align: center;">署名委員 森 千秋</p>